

公共工事の前払金取扱要綱

第1条 この要綱は、羽咋市財務規則（昭和42年規則第8号）に定めるもののほか、公共工事の前金払いをする場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2条 前払金の対象とする契約は、1件の契約金額が工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約に係るものは500万円以上、委託契約に係るものは300万円以上とする。

第3条 契約金額に対する前払金の割合は次のとおりとする。

	割合
工事等の請負契約	4割以内
委託契約	3割以内

第4条 市長は、その工事及び委託業務の性質上その他特に必要があると認めるときは、前金払いをしないこと、又は前払金の額を減額することができる。

第5条 工期が2年度以上にわたる建設工事については、各年度ごとに前払金額を決定する。

第6条 前払金額は、10万円単位とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。